

<目次>

- 「適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度について」第2回開催報告
- 資格・検定試験の受検辞退者に対する受験料等返金に関する調査を開始
- (株)誠心（結婚情報提供サービス事業者）の約款等の是正の報告

消費者機構日本・全国消団連共催シリーズ研究会
「適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度について」
第2回を開催しました

<参加登録と当日の参加状況>

参加登録は、適格消費者団体関係者、弁護士、最高裁、参議院事務局、消費者庁、消費者委員会等 35 名です。当日参加は、登録者等 30 名、講師等 4 名、事務局 6 名、合計 40 名となりました。

<報告：第1回研究会開催報告について>

磯辺浩一事務局長より、第1回研究会の、加納弁護士と三木教授の講演の骨子と、パネル討論での論議の概要について報告し、前回の内容を確認しました。

<講演：日弁連「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案について>

大高友一弁護士（日弁連消費者問題対策委員会幹事）より、2009年10月に日本弁護士連合会としてとりまとめ公表された「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案について説明いただきました。

要綱案は、オプトアウト方式による民事訴訟の枠組みの中での、集団的な損害賠償制度として構想されており、適格消費者団体が訴訟提起主体となり、訴えの提起から、訴訟の追行、賠償金の取り立て、被害者への分配までを一元的に行う制度として設計された。オプトアウト方式を採用したのは、現行の個人のイニシアティブを原則とした司法救済システムでは、被害者救済に限界があり、個別被害者の費用・時間・手続の負担を最小化した集団的な被害救済制度が必要と判断し、その一つの手法として取り入れた。

オプトアウト方式のため、対象となりうる事案は、「消費者被害」の事案であり、個々の被害者の参加がなくとも、主張立証が適切になし得て、十分な審理が可能な事案に限定される。具体的には、大学の学納金返還訴訟、個人情報漏洩の慰謝料請求訴訟などがあてはまる。

勝訴・敗訴を問わず、判決や和解の拘束力が原告全体に及ぶ制度であり、被害者に、訴訟提起したことを知らせ、原告集団からの離脱（オプトアウト）の意思表示の機会を保証することが不可欠で、その通知・公告の費用が膨大になる事案もあることから、この費用の国家負担を提言している。

提訴時には請求額を記載しないことも容認する制度とし、訴訟の過程において提出され

た証拠などに従って、具体的な損害額を明らかにすることを認めている。

事業者から回収した賠償金の取扱いについては、分配後の余剰が生じた場合は、基金か国庫に納付し、消費者団体訴訟制度の運営や消費者行政等に活用することとしている。また、適格消費者団体への財政的支援の検討が必要である等が、説明されました。

<講演：オプトアウト型及び2段階型の論点>

山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授（消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会」座長代理）より、集合的訴訟制度の焦点となる、オプトアウト型及び2段階型の今後の論点について講演いただきました。

オプトアウト型は、アメリカのクラスアクションが代表例であり、これを参考に世界で検討されたが、実際に導入されているのは、カナダ・オーストラリア等の、いわゆる英米法の国である。

メリットとして「被害者糾合の容易さ」「被害救済の徹底さ」「制度構成の簡明さ（現行の民事訴訟制度でも説明できる）」といった点がある。

一方で、アメリカのケースで指摘される濫用の防止の措置、オプトアウト手続きの保障といった論点があり、裁判所の裁量権限が強いことが前提の制度で、英米法の国に比べ、フランスやドイツ等の大陸法の国では制度化が難しい。

各論で言うと、対象債権の金額による限定、適切な通知方法、メンバーの特定、損害額の特定、分配方法、残存額の取扱い等の検討が必要である。

2段階型には、ブラジル法、デンマーク法、イタリア旧法、フランス法案といった実例がある。

想定されるのは、第1段階において団体訴訟等による責任原因の確認（+損害算定基準の確定）を行い、第2段階において被害者による個別請求（団体等に授權可能）を行うというものであり、被害者への事前の個別通知が不要で、敗訴の場合も判決効が個々の被害者に及ばないことが特徴である。

メリットとしては、オプトアウトの課題である「通知問題」「損害額等の特定問題」「分配問題」等が回避されること、共通争点をまとめて判断できる点で集団の被害救済に資することができることである。

一方、第1段階の判決の効果とその及ぶ範囲を、どのように理論的に説明するかが重要であり、第2段階では、個々の被害者の訴訟負担を軽減し、多くの被害者が実際に賠償金請求が出来るという制度の実効性確保の方途の検討といった課題がある等が、説明されました。

<パネルディスカッション>

山本教授、大高弁護士に加え、前回に引き続き日本生協連宮部好広法規対策室長にパネラーとして参加いただき、中野和子弁護士のコーディネートで進行し、前半に日弁連の「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案を素材に、オプトアウト型について論議し、後半に2段階型に焦点をあてて論議されました。

資格・検定試験の受験辞退者に対する

受験料等返金に関する調査を開始

現在、自己啓発や就業機会の拡充などの目的で、多様な資格・検定試験が企画されています。これらの資格・検定試験は、広く消費者に支持され、普及がすすんでおり、消費者の暮らしを豊かにすることに資していると考えられます。

一方、資格・検定試験の解約規定については、一度受験を申込みとその後解約しても、解約の時期にかかわらず受験料の返還を一切認めないとするものが散見されます。

このような規定は、消費者契約法9条1号に該当する不当条項にあたる可能性があると考え、当機構では考えております。（下記の〈参考〉を参照）

そこで、当機構では、受験料返金の有無や返金する場合の金額の定めについての内容、それらの事項の受験説明資料への記載の有無等についての状況を、アンケート票にて調査をする事に致しました。アンケート票は、インターネットに公開されている情報を参考に、6分野（医療／福祉、会計／金融、司法、不動産、パソコン、語学）等にて受験料5,000円以上の資格・検定試験を行なっている172団体に送付し、回答の依頼（締切3/5）を致しました。

結果の公表につきましては、以下のとおりにすすめます。

- ①アンケート送付先一覧と回答の有無を公表します。
- ②アンケートの回答内容につきましては、個々の内容は公表せず回答内容を統計的に集計しその結果を公表します。

〈参考〉

※解約の時期にかかわらず、受験料の返還を一切認めないとする規定の問題点について

申込者が受験を辞退（解除）した場合に、実施者が受験料を返金しないというのは、実質上、受験料を損害賠償と定めていることとなります。

この損害賠償の定めについては、消費者契約法9条1号が適用されます。

実施者には、受験料を超える損害はありませんが、どのような段階においても、受験料が損害賠償の額とされるとというのは、その時期に応じて、通常生じる損害を超える可能性があります。

〈消費者契約法第9条1号〉

当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の理由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの、当該を超える部分を無効とする。

★★「株式会社 誠心」＜結婚情報サービス事業者＞において、
 入会初期費用額が大幅に減額されました。あわせて、入会契約書
 等の関係書類もよりわかりやすい内容へ改善中です★★

【入会初期費用の見直し】

消費者機構日本では、「株式会社 誠心」へ対し、同社の「ファイルサービスコース（優待プラン）において役務提供開始後ただちに、金額ベースで6割の役務が提供済となる仕組みを改め、また中途解約時に適正な返金を行うこと」を求める申入れ（2009年10月5日付け）を行いました。

「株式会社 誠心」では、すでに2008年6月に行った東京都（「生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課」。以下同様。）との確認・相談等を踏まえて、入会初期費用の内、入会金31,500円を2009年2月から廃止しました。また前年の2008年4月からは入会調査・審査費31,500円を自主的な見直しにより廃止していました。

さらに今回の当機構からの申入れも踏まえて、2010年1月1日から、ファイルサービスコースにおける個人紹介用プロフィールファイルの作成費用94,500円も廃止され、入会初期費用は登録料3万円のみとなりました。

この結果、入会時には「登録料と年会費」を支払う取り扱いへ改善され、また、総費用額に対する入会初期費用の割合は、当初の6割から、1割以下（10%～8%）へ大幅に改善されました。

＜※ただし役務提供開始後は「登録料3万円」とは別に「月額会費分」も提供済みとなるため、総費用額に対する実際の提供済み費用の割合は上記と異なります。＞

＜改善前（2008年3月以前の内容）：ファイルサービスコースの場合＞

ファイルサービスコース ・プラン名		年間総費用額 (注1) <A>	年会費を除く 入会初期費用額 (注2) 	入会初期費用 額の占有率 <B÷A>
フ コ ー イ ス ル	ZEST	357,000円	187,500円	53%
	ZENITH	378,000円	187,500円	50%
	優待プラン(注3)	313,500円	187,500円	60%

改善へ

<改善後（2010年1月1日以降の内容）：ファイルサービスコースの場合>

ファイルサービスコース ・プラン名		年間総費用額 (注1) <A>	年会費を除く 入会初期費用額 (注2) 	入会初期費用 額の占有率 <B÷A>
フ ァ イ ル コ ー ス	ZEST	357,000 円	30,000 円	8%
	ZENITH	378,000 円	30,000 円	8%
	優待プラン (注 3)	313,500 円	30,000 円	10%

- < (注1) 「年間総費用額」は、「年会費」を含んだ年間に支払う総費用額です。 >
- < (注2) 「年会費を除く入会初期費用額」とは、改善前は「登録料 30,000 円＋入会金 31,500 円＋入会調査・審査費 31,500 円＋紹介用プロフィールファイル作成費 94,500 円」の合計金額です。改善後は「登録料 30,000 円＋紹介用プロフィールファイル作成費 94,500 円」の合計金額です。 >
- < (注3) 優待プランは、2008 年時点で情報提供者が実際契約したプラン金額情報に基づきます。その他のプランは現状、株式会社 誠心で作成している会員募集要領に記載された入会費用に基づいています。 >
- < (注4) 「上記記載のファイルサービスコースの ZENITH プラン（男性会員が一定年齢で医師等指定職業従事者などの方）は地域により取扱いがない場合があります。 >

【概要書面、契約書面の見直し】

「株式会社 誠心」では、上記の入会初期費用額の減額見直しにあわせて現在、入会契約書等の関係書類の見直しも進めています（2010年2月末を目途に完了）。具体的には、「入会契約書」をA3版様式に改め、表面には入会契約書欄と、右側に「会員規約」を提示、さらに裏面には「役務内容」・「重要事項」が明記され（従来は役務内容や重要事項等は別書類で用意されていた）、契約時に契約条件・役務内容等がわかりやすくなります。

具体的な契約プランと提供される役務内容や費用、中途解約時の精算方法、クーリングオフ取り扱い等を契約の事前に説明する「概要書面」も、単独様式へ改善されます。これによって契約の事前に、契約条件・役務内容・費用概算などについてより理解しやすい内容となります。

以上